

ニコンプロフェッショナルサービス規約

ニコンプロフェッショナルサービス(以下「NPS」という)は、株式会社ニコンイメージングジャパン(以下「NIJ」という)が、撮影を職業とし、かつニコン製品をご愛用いただいている個人に対して、下記の定めに基づくサポートをすることを目的といたします。

第1条 入会資格

NPS 入会資格は、次の各号を全て満たさなければなりません。

- ① 撮影を生業としている個人であること。ただし、アルバイトもしくはそれに準じた形で撮影をしておられる方、または写真学校等の生徒の方は除きます。
- ② ニコン製一眼レフカメラ3台以上、かつニコン製交換レンズを5本以上所有していること。ただし、NIJ 所定の「修理部品保有製品一覧」に記載されている製品に限ります。
- ③ 日本国内に居住していること。
- ④ NPS 会員資格を1年以上保有する、1名以上の入会推薦者(以下「推薦者」という)がいること。
- ⑤ 本規約のすべての定めにご同意いただけること。

第2条 入会申込み

1. 前条に定める入会資格を満たす入会希望者(以下「入会希望者」という)は、次の各号に定める資料を添えて、NIJ のプロサービスセンター(以下「PSC」という)または新宿サービスセンターを除く NIJ の各サービスセンター(以下「SC」という)まで、直接入会希望者をご持参ください。

① NPS 入会申込書

NIJ のホームページからダウンロードし、書面を出力のうえ必要事項を記入し、申込日前6ヶ月以内の入会希望者の顔写真を張り付けてください。

(<https://npsjapan.nikon-image.com/index.htm>)

② 撮影を生業としていることが証明できる申込日前6ヶ月以内の資料3点以上

撮影者クレジットが入った写真印刷物(雑誌・新聞・ポスターなどは切り取らずそのままお持ちください)。なお、Web 写真や動画等の場合、入会希望者本人が撮影したことが証明できる資料(生データおよびクライアントの証明書など)が別途必要です。

③ 所有機材リスト

第7条に定める各種サービスの対象となる機材は、NIJ 所定の「修理部品保有製品一覧」に記載され、かつ本リストに記載された入会希望者が所有する機材(以下「登録機材」という)に限ります。

④ 名刺 1枚

生業で使用しているもの

⑤ 身分証明書のコピー 1枚

運転免許証・パスポートまたは、顔写真付きの公的な身分を証明するもののうち1つ

⑥ 推薦者の署名・捺印及び推薦者の会員証のコピー

2. 本条に基づき入会申込みをした入会希望者は、本規約にご同意いただいたものとみなされます。

第3条 入会審査

1. NIJ は、前条に定める書類を受領した後、NIJ 所定の入会審査を行いません。当該審査結果は、原則として、当該書類受領日より2週間以内に書面にてお知らせいたします。
2. 前項における入会審査基準および当該審査結果に関する一切のお問合せにはお答えいたしかねます。
3. 入会審査の可否に関わらず、提出書類の返却はいたしません。ただし、前条第1項第2号に定める書類は NIJ の費用負担において郵送または宅配便にて返却いたします。

第4条 入会金・年会費

1. 入会審査により NIJ が入会を認めた入会希望者に対して、入会決定通知書を送付いたします。
2. 入会希望者は、入会決定通知書の発行日から2週間以内に、入会金と次項に定める年会費を NIJ が指定する銀行口座へ振り込みにてお支払いください。なお、振込手数料は入会希望者の負担となります。

す。

入会金:5,000円 ならびに消費税相当額

3. 会員は、年会費をNIJが指定する銀行口座へ振り込みにてお支払いください。なお、振込手数料は入会希望者の負担となります。更新の場合は、NIJの発行する更新通知書に定める期間内にお支払いください。

年会費:10,000円 ならびに消費税相当額

ただし、入会初年度の年会費については、入会決定通知書発行日を基準として次の各号に定めるとおり算出させていただきます。

- ① 1月～ 3月 10,000円 ならびに消費税相当額
- ② 4月～ 6月 7,500円 ならびに消費税相当額
- ③ 7月～ 9月 5,000円 ならびに消費税相当額
- ④ 10月～12月 2,500円 ならびに消費税相当額

4. 第2項に定める期間までに入会金および年会費をご入金いただけない場合には、入会決定を無効といたします。
5. NIJは、経済情勢の変化、法改正その他合理的な事由により、入会金・年会費を改定することができます。この場合、NIJは会員に対して合理的な手段、方法により通知するものとします。

第5条 会員資格の発効

1. NPS 会員資格は、前条に定める入会金および年会費をお支払いいただいた入会希望者(以下「会員」という)に、一身専属的に認められるものとします。
2. NPS 会員資格は、会員証(以下「NPS カード」という)が入会申込者に到着した日から有効とします。なお、NPS カードは、入会金および年会費の入金を確認した後、原則として2週間以内に、入会申込書に記載されている住所に送付いたします。
3. 本規約に定めるサービスの提供は、NPS カードを保有する会員本人に限られます。

第6条 登録会員情報・所有機材リストのメンテナンス

会員は、住所、電話番号、メールアドレス、登録機材その他 NPS の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにNPSホームページにて登録変更の手続きを行ってください。当該手続きが適切になされていない場合には、各種サービスの提供を停止または会員資格を停止いたします。

第7条 各種サービス

1. 会員は、PSC または SC にて、次の各号に定めるサービス(以下「各種サービス」という)を受けることができます。各種サービスを受ける際には、必ず NPS カードをご提示ください。NPS カードのご提示がない場合には、各種サービスの提供をお断りすることがあります。
 - ① 修理工料および交換部品代金の割引
登録機材に限り、修理に掛かる修理工料および交換部品代金をそれぞれ50%割引いたします。ただし、一部割引率の異なるもしくは割引対象とならない場合があります。なお、登録機材の点検は無償にて行ないます。
 - ② 修理代替機材の貸与
登録機材修理時の代替機材を、優先的に貸出いたします。ただし、銀座 PSC のみにて対応しております。また、数量に限りがありご要望に沿えない場合もあります。
貸与機材は、修理機材の修理完了連絡後、1週間以内に返却してください。
 - ③ 試用機材の貸与
ご購入予定機材の試用機材を貸出いたします。ただし、銀座 PSC のみにて対応しております。また、数量に限りがありご要望に沿えない場合もあります。
同一機種の場合は、1回限り、1週間以内とします。なお、試用後はPSC所定のアンケートをご提出していただきます。
 - ④ 代替購入
修理不能または不要登録機材等を引取らせていただくことにより、新機種を特別価格で購入できます。ただし、引取り機材には制約があります。
代替購入した機材の第三者への譲渡または転売は禁止させていただきます。

- ⑤ NPS オリジナルグッズの販売
NPS 会員向けに作成した NPS オリジナルグッズの購入ができます。
 - ⑥ NPS に関する情報の提供
NPS ホームページおよびメールマガジンを通じて提供いたします。
2. NIJ は、各種サービスに基づく貸与機材の点検、メンテナンスについて、万全を期しておりますが、万一当該貸与機材に起因して会員に損害が生じても、一切の責任を負うものではありません。
 3. 会員は、各種サービスに基づく貸与機材およびその付属品を善良な管理者の注意をもって取扱い、紛失または破損した場合は、NIJ の損害を賠償しなければなりません。
 4. 会員は、事由を問わず会員資格を喪失した場合、直ちに貸与機材を銀座 PSC に返却しなければなりません。

第8条 通知義務

次の各号に定める事項のいずれかが生じた場合には、会員は速やかに PSC に対して NIJ 所定の書式により、通知するものとします。なお、当該通知のない場合は、各種サービスの提供を停止または会員資格を停止いたします。

- ① NPS カードを紛失・破損等した場合
NPS カードの再発行手続きには再発行手数料3,000円と消費税相当額が必要です。
- ② 各種サービスに基づく貸与機材を紛失または破損等した場合

第9条 有効期限および更新

会員資格の有効期限は、次の各項のとおりとします。

1. 2014年1月1日以降に入会された会員の、会員資格有効期限は、入会した年の12月末日までとなります。当該期限以降は、NIJ の発行する更新通知書に基づき、第4条に定める年会費を支払うことで翌年12月末日まで更新されます。
2. 2013年12月末日以前に入会された会員の、会員資格有効期限は、NPS カードに記載された年月末日まで有効となります。当該期限以降は、NIJ の発行する更新通知書に基づき、第4条に定める年会費を支払うことで翌年12月末日まで更新されます。

第10条 会員資格の取消しおよび禁止事項

1. 前条の定めに関わらず、NIJ は、会員が次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、通知その他何ら手続を要することなく会員資格を取り消すことができます。この場合、会員は自らの費用負担により NPS カードを速やかに PSC に返却しなければなりません。
 - ① 第1条に定める入会資格または第2条第1項各号に定める資料に虚偽がある場合
 - ② 会員資格を第三者に譲渡または担保の用に供した場合
 - ③ NPS カードを第三者に譲渡、貸与または販売した場合
 - ④ 各種サービスに基づく貸与機材を第三者に譲渡、転売、担保の用に供し、または NIJ の承諾なく転貸した場合
 - ⑤ 各種サービスに基づく貸与機材を返却日までに PSC に返却しない場合、または NIJ 所定の貸出し条件に違反した場合
 - ⑥ 修理料金、入会金、年会費、各種サービスの対価その他 NIJ に対して負担する一切の債務を履行しない場合
 - ⑦ NIJ の事前の書面による承諾なく、NIJ およびニコングループの保有する、商標・ロゴマーク・サービスマーク等を使用した場合
 - ⑧ NIJ およびニコングループの役員、従業員、他の会員その他第三者に対して法令その他公序良俗に違反する行為をした場合、または誹謗・中傷した場合
 - ⑨ 各種サービスを第三者に譲渡、転売し、または第三者をして各種サービスを譲渡させ、販売させた場合
 - ⑩ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力である場合、またはこれらであったことが判明した場合
 - ⑪ その他本規約に違反した場合および会員としてふさわしくないと NIJ において合理的に判断された場合

2. 会員が、前項各号に該当したことにより会員資格を喪失した場合、支払い済みの入会金および年会費は返還いたしません。
3. 第1項各号に該当したことにより会員資格を喪失した元会員が、再度 NPS への入会を希望する場合、第1項各号に該当した事由を回復し、且つ改めて本規約に基づく入会審査を受けなければなりません。
4. NIJ は、会員が会員資格を喪失したことに起因して損害を被っても賠償する義務を負いません。

第11条 退会

会員は、自己都合により退会する場合は、PSC に対して NIJ 所定の退会届を提出のうえ、自らの費用負担により NPS カードを返却してください。この場合、支払い済みの入会金および年会費は返還いたしません。

第12条 個人情報の取り扱い

NIJ は会員の個人情報を次に定める範囲内で、NIJ の定める個人情報保護方針に従い適切に管理し、漏洩等の防止に努めます。

【個人情報の利用目的】

- ① NPS の運営および各種サービスを提供するため。
- ② ニコングループの提供する商品、サポートに対するご意見・ご感想を求めるため。

【第三者への開示等】

- ① 会員の同意を得た場合
- ② NIJ と適切な機密保持契約を締結している業務委託会社に対して、上記利用目的を実施する範囲で個人情報を開示する場合。
- ③ 管轄官公庁による命令、その他法令等によって開示を求められた場合。

【個人情報の開示・訂正・削除】

- ① ご自身の個人情報の訂正・削除は NPS ホームページよりご自身で行なってください。
- ② 個人情報を削除されると、各種サービスがご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。
- ③ 会員は、個人情報の開示を希望する場合は、第16条に定める PSC までご連絡をください。

第13条 改正

本規約は、予告無く変更する場合があります。この場合、NIJ は合理的手段、方法により、改正後の本規約を掲示または会員に通知するものとします。

第14条 管轄裁判所

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第15条 その他

本規約は、日本国内における各種サービスに適用されます。海外では現地の NPS 規定に準じます。

第16条 担当窓口

NPS の運営及び運用に関する NIJ の担当窓口は、次に定める PSC とし、本規約に別の定めがある場合を除き、NPS に関する一切の通知、報告および連絡等は当該窓口になされるものとします。

株式会社ニコイメーキングジャパン 銀座・プロサービスセンター

03-5537-1411

営業時間

10:30～18:30(日祝祭日・年末年始ならびに NIJ が別に定める休業日を除く)

2014年1月1日改定